

臨時職員募集！

環境センターで勤務していただける「車両系建設機械技能講習資格証（パワーショベル）」及び「労働安全衛生法による技能講習修了証（フォークリフト）」の資格をお持ちの方を募集しています。

条件：上記資格+62歳以下の方

人員：2名 申込期限：3月31日(金)
問合せ先 生活環境課 TEL820-5606
(生活環境課)

臨時職員登録者の方は更新手続が必要です

現在登録をされている方の有効期限は、平成18年3月31日までとなっています。※自動的に失効。

引き続き登録を希望される場合は、総務課人事庶務係へ「臨時職員登録申込書」を提出してください。

また、新たに登録を希望される方は、隨時受け付けています。

臨時職員登録制度とは

役場各課で臨時職員が必要となった場合に、登録者の中から選定して雇用を行うものです。登録いただいても全く連絡がない場合もありますので、ご了承ください。

登録資格

満18歳以上65歳未満

申込書

町ホームページからダウンロードするか、総務課及び各公民館に用意しております。

臨時職員の種類

- ・資格不要（一般事務補助、小中学校用務員、公民館職員、児童クラブ指導員等）
- ・資格必要（保育士、看護師、保健師、図書館職員等）

問合せ先

総務課 人事庶務係
TEL820-5601 (総務課)

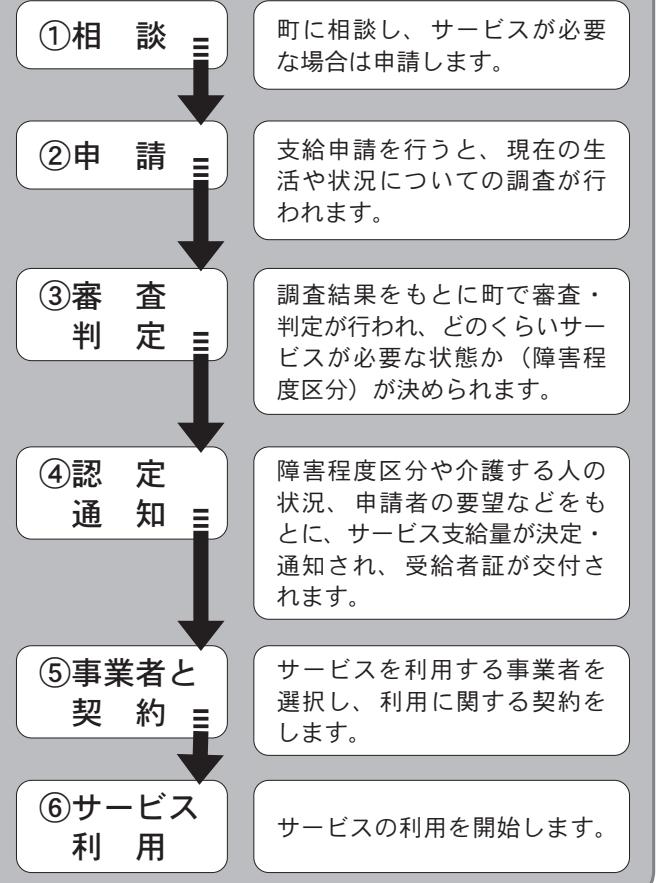
医療費が変わります
(更生医療・精神障害者通院医療・育成医療に限る)
これまで、障害者の医療費は障害の種類や年齢により負担の割合や計算の仕方が違いました。これが一本化され『自立支援医療』となり、どの障害の人も医療費の1割を支払います。ただし、所得に応じて上限が決められていて、負担が重くなりすぎないようには下記のとおりです。軽減については下記のとおりです。

利用者負担の軽減

- サービス費用の自己負担は、1ヶ月にいくらまでと所得による上限が決められています。
- 所得の低い人以外でも継続的に相当額の医療費負担が発生する場合には、上限額が決められています。

支給を受けるには町への申請が必要です。
入院している人の食事代は、日額780円を原則自己負担します。所得の低い人は減額されます。

障害福祉サービスの利用のしかた



問合せ先 福祉課 社会福祉係 TEL820-5605(福祉課)

4月から変わります…

4月から新しいサービスがはじまります 障害者自立支援法

現在、障害をもつ方は、身体障害者・知的障害者・精神障害者の区分の中で、障害の種類や年齢により受けられる福祉サービスの内容は異なっています。

このたびの「障害者自立支援法」の成立により、どの障害をもつ方も共通の福祉サービスが地域において受けられるようになります。

■障害福祉サービス

☆介護給付

障害程度が一定以上の人に生活上または療養上の必要な介護を行います。
療養介護・居宅介護（ホームヘルプ）・重度訪問介護・行動援護・生活介護・児童デイサービス
短期入所（ショートステイ）・重度障害者等包括支援・共同生活介護（ケアホーム）・施設入所支援

サービスの
内容



☆訓練等給付

身体的または社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行います。
自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・共同生活援助（グループホーム）

■自立支援医療

障害の種類や年齢により決められていた医療のしくみが一本化されます。

詳しくは次ページをご覧ください。

■補装具費の支給

(10月から)

補装具の購入や修理にかかる費用の原則1割を自己負担、9割を町と県、国が負担します。
※ただし、所得に応じた自己負担の上限額が設定されます。

■地域生活支援事業

(10月から)

障害福祉サービスなどと組み合わせて障害者を支援する地域生活支援事業を実施します。
町では、相談支援事業を行いますので困ったことや分からないことはご相談ください。また、日常生活用具の給付・貸出などの事業もあります。

利用者負担の軽減

- サービス費用の自己負担は、1ヶ月にいくらまでと所得による上限が決められています。
- 同じ世帯に障害福祉サービスを利用する人が複数いる場合などでも、合算した額が上限額を超えた分は、高額障害福祉サービス費が支給され、負担が重くならないように配慮されています。
- 資産が一定以下の人は、個別の減免制度があります。

施設サービスを利用する場合の食費や光熱水費などは全額自己負担です。ただし、施設入所者で所得の低い人は、申請により補足給付が支給され、負担が軽減されます。

障害福祉サービスを利用したときかかる費用
サービス費用をみんなで支え合うため、原則利用したサービス費用の1割を支払います。
ただし、所得に応じて負担が決められていて、負担が重くなりすぎないようにはなっています。残りの9割は町と県、国が負担する支払います。
くみです。利用者負担の軽減については左記のとおりです。